

令和 2 年 9 月 定例会議

議員定数等議会改革推進特別委員会 中間報告

令和 2 年 9 月 8 日

本特別委員会の開催状況や検討状況については、6月26日の本会議において、特別委員会が設置されてから6月25日に開催した第9回特別委員会までの間について報告をさせていただきました。

その後の委員会では、次期改選時における議員定数について、集中的に協議を重ね、最終的に委員会として結論を得ましたので、第10回特別委員会以降、具体的な定数の協議に入ってから開催状況及び検討結果を報告させていただきます。

7月14日に開催した第10回特別委員会においては、5月に行った議員定数等に関する市民アンケートの結果を踏まえ、その時点での各党派等における議員定数についての考えを委員に述べていただきました。

まだ具体的な人数について、集約されていない党派もありましたが、一つの党派で2案出されたところもあり、19名、20名、22名、24名、という4つの案が提示されました。

それぞれの主な理由をまとめると、19名を提案された委員からは、議員定数について、1.議員定数を考える視点、2.常任委員会の数について、3.常任委員会の構成人数について、4.広聴機能について、5.市民の視点から考えるという5項目の観点から資料を作成され、19名を提案する根拠について説明がありました。常任委員会において、一定時間内に実りある議論ができる人数としては6名、常任委員会の数は現行の3委員会ということで、6名に3委員会を乗じて、議長を加えた19名が望ましい。また、定数削減によって広聴機能が損なわれないよう選挙区制度についての議論も必要である。人口減少に合わせて議員定数も削減する時期である。類似団体の平均議員定数が18人であることは参考にすべきである。定数削減にあわせて議員報酬の改定も議論すべきであるといった意見がありました。

20名と22名の2案を提案された党派の委員からは、議会はチェック機能だけでなく、政策提案機能を高めることが求められており、議員定数を減らしても議会の権能は高められない。しかしなが

ら、市民アンケートによる市民の意思は尊重しなければならず、現状維持はあり得ない。このため、最低でも2名か4名の削減が望ましいという意見がありました。また別の会派の委員からは、人数について完全に集約できたわけではないが、定数を考えるにあたって、人口割や面積割よりも常任委員会の数や議会機能から考えるべきであり、今回、自治区制度が新しい制度に代わるにあたり、旧那賀郡の方々が不安に思われている状況も踏まえ、急激な定数削減はあってはならない。しかし、市民アンケートを考慮すると現状維持は難しいと判断し、20名か22名が望ましいという意見がありました。

24名の現状維持を提案された会派の委員からは、議会は熟議の機関であり、議会の機能、合議の場として市民の様々な意見を反映するためには一定数の議員が必要である。市民アンケートにある意見は尊重すべきであるが、アンケート結果の数字だけにとらわれるのではなく、議会が独自性を持って決定すべきであり、議員定数を考える上で効率化や削減ありきの考え方は馴染まない。間接民主制による以上、一定のコストは必要であり、合議制には一定人数がいないと幅広い意見は集約できない。市民アンケートでは議員の活動が見えないという意見が多かったが、市民と議員との隔たりを改善し、議会としての自主性、議員の存在感、市民に安心感を与えられる取組を考えていく必要があるという意見がありました。

また、他の委員からは、議員数を減らせばそれだけ多様な意見が反映されなくなることが決定的にあるため、できるだけ削減したくない。そういう意味では24名より多い定数を望むが、それも難しいのであれば最低でも現状維持の24名としたい。常任委員会については、これまで経験した委員会構成からすると、1委員会8名がベストと考える。多くても実りある議論ができるとも思えず、少なすぎても多様な意見を反映できない。このため、委員8名に3委員会を乗じて24名が適当である。また別の観点からすると、昨今の個人一般質問の質問者の平均数が20.6名で以前より活発に行われており、この点からも最低でも21名は必要であるという意見がありました。

具体的な定数集約に至っていない会派においては、市民アンケートの結果を見る限り、市民が求めている議員像とかけ離れており、議員のレベル向上が求められている。また議員の顔が見えないとい

う声も多く、もっと市民の声を聞く取組が必要であるという意見や市民アンケートの回答数は少なかったが、一定程度削減することもやむを得ないという意見がありました。

これまでの委員会において、人口や面積等、類似団体との比較により議論してきましたが、最終的にどういう視点に立って、議員定数を論じていくかを定めることとなり、委員から提案のあった、「1.議会機能から考える」、「2.市民の視点から考える」、「3.浜田市の特殊性から考える」の3点を踏まえて定数について議論していくことを決定し、次回の委員会ではこれら3点について各会派等における考えを示し、議論することとなりました。

第11回は7月27日臨時会議終了後に開催予定でしたが、会議時間が伸びたため、翌日の7月28日に第12回特別委員会を開催することとしました。

第12回特別委員会では、前回の委員会で決定した議員定数を考える視点ということで、1.議会機能、2.市民の視点、3.浜田市の特殊性の3点を中心に各会派等で協議された結果を述べていただき、全ての会派等から具体的な定数が提示されました。

前回、具体的な定数集約に至っていなかった2会派のうち、1会派からは、議会機能の視点における常任委員会の構成を考えた時、現状での各委員会での質疑の状況が少ないことから、1委員会6名が妥当。常任委員会の数はこれまでと同様3委員会必要であり、6名に3委員会を乗じて、議長を加えた19名が望ましいが、本会議場で採決する際に議長を除くと18人という偶数になり、可否同数の場合を想定するとあまり望ましくないことから20人を提案する。また、広聴機能については、議員は住んでいる地域やこれまでの各議員が育ってきた環境を踏まえ、多様性のある意見を出し、施策に反映するのが重要であり、議会機能を果たすためには全議員がしっかり審議の準備をし、努力すべきであるという意見がありました。

またもう一つの会派からは、議会機能の視点としては、現行の常任委員会での質疑のあり方や一般質問の中身、執行部とのやりとりを見ていくと十分ではなく、議員のレベルをさらに上げる必要がある。また、広聴機能を充実する視点からしても24名は必要である。しかしながら、市民の視点を考えた場合、今回の市民アンケートを民意として受け止め、現状から減じて22名でもやむを得ない。今後

は市民に対する議会のあり方を変えて行かねばならないという意見がありました。

すでに具体的な定数を提案していた他の会派等においても、議員定数を考える視点に基づき、各自の考えをあらためて述べましたが、これまでの主張と大きく変わらず、定数については 19 名、20 名、22 名、24 名の 4 案が提案されました。

第 13 回の特別委員会は 8 月 5 日に開催され、前回、各会派等から出た議員定数を考える視点の 3 項目を一覧にした資料をもとに、他会派の考えを踏まえ、それぞれが考える定数案とその根拠について、自由討議により議論しました。自由討議を終え、各会派等の定数案についての主張が大きく変わることはありませんでしたが、市民アンケートにもあった議員の資質向上や広聴機能の充実については、今後積極的に取り組むべきであるとの共通認識を持ちました。

委員長の私から、現状で 4 案が示されているが、特別委員会としての提案を考えた場合、各会派等の意見はもちろんのこと、将来、若い議員が手を挙げるための条件や身分保障といった視点も入れながら、それぞれの会派が考えている定数について若干の歩み寄りが必要である。これまでの議論の経過を見てきて、特別委員会として定数 22 名を提案することについて、各会派等に持ち帰って議論していただきたいと提案をいたしました。

第 14 回の特別委員会は 8 月 21 日に開催し、前回の委員会で委員長が提案した委員会としての定数案 22 名について、各会派等から意見を出してもらい議論しました。しかしながら、各会派等における考えや主張に大きな変化はなく、各会派等から定数案が出されているが、皆が定数 22 名について歩み寄るということであれば了解するという意見、もう少し幅広い市民意見を吸い上げるべきではないかという意見、他市議会と議会の中身についての比較ができていないという意見、さらに議論して浜田市議会としての意見を見出せば良い、といった意見がありました。

委員長から、各会派等の主義主張は十分理解するが、特別委員会を設置してこれまで議論を重ねてきた以上、我々、特別委員会が結論を出して、条例案を提案すべきであり、これまでの調査や自由討議等を踏まえた議論の経過から、特別委員会として、定数 22 名の条

例改正を提案することについて、再度各会派等へ持ち帰って議論してもらうことを提案しました。

第15回の特別委員会は8月28日に開催され、前回の委員会で委員長から提案のあった、特別委員会として定数22名の条例改正を提案することについて、各会派等で議論した結果を報告してもらいました。前回22名以外の意見を出していた5会派のうち3会派は、委員長案に歩み寄り、22名で了承するとの結論でした。なお、定数を22名にするにあたっては、市民アンケートの意見に応えるための新たな取組や、新たな人が議員に出やすい環境のための処遇改善を求める意見も付されたところです。

残る2会派については、それぞれ従来の24名、19名の主張は変えないが、特別委員会として1本化するのであれば、多数決で決することに異論はないとの答えでした。

各会派等の意見を踏まえ、次期改選時における議員定数を24名から22名とする条例改正案を特別委員会として提案することについて、挙手による採決をしたところ、賛成多数で提案することに決しました。

定数を22名に改正するにあたり、議会として進めるべきことについて委員から意見を求めたところ、議事運営にあたっては、市民の負託に応えるべく、あらためて議員全員が襟を正し臨んでいくべきであるという意見、今定例会議において来年3月末の自治区制度廃止に伴う浜田市協働のまちづくり推進条例が提案されているが、旧那賀郡においては、まだ、市民が不安を抱えている部分があるため、22名で全市一体としてやっていくことが必要という意見、市民アンケートで多かった「議員が何をしているか分からない」という意見に応えるために、広報広聴機能を更に充実させる様々な取組が必要であるという意見等が出ました。

これをもって特別委員会に与えられた目的のうち、次期改選時における議員定数についての調査検討は終了することとなります。

この間、特別委員会での定数論議にご協力いただきました議員の皆様には心からお礼を申し上げます。

議会改革は永遠のテーマです。市民の皆様からいただいたご意見を真摯に受け止め、新たな改革に向け、今後もさらなる調査検討に鋭意努力して参りますので、引き続きご支援、ご協力をいただきま

すようお願いし、議員定数にかかると事項についての議員定数等議会
改革推進特別委員会委員長の報告といたします。